

ブランディングプロモーション推進事業の支援業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

この要領は、河内長野市（以下、「本市」という。）が、ブランディングプロモーション推進事業の支援業務の委託事業者を、公募型プロポーザル方式（以下、「本プロポーザル」という。）により選定するため、必要な事項を定める。

応募提案をしようとする者は、本要領及び「ブランディングプロモーション推進事業の支援業務の委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）を熟読の上、本要領に定める提案書を作成するものとする。

1 目的

本プロポーザルは、本市が、若年世代に、自分らしくいきいきと、安心して暮らせるまちとして認識されるようなイメージを醸成し、本市へのブランド力強化に寄与する、ブランディングプロモーション推進事業の支援業務を委託する事業者を選定するために実施するものである。

2 業務概要

（１）業務の名称

ブランディングプロモーション推進事業の支援業務（以下、「本業務」という。）

（２）業務内容

「ブランディングプロモーション推進事業の支援業務委託仕様書」のとおり。

ただし、契約時における仕様書は、受託候補者として選定された事業者との協議に応じて、一部変更する場合がある。

（３）履行期間

契約締結日から令和８年３月３１日（火）まで

（４）委託料上限額

１８，０００，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、提案にあたっては上記金額を超えないことに留意すること。なお、限度額を超えた提案は無効とする。また、消費税額は１０％で算出すること。

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、以下に掲げる要件を全て満たす者とする。

（１）本市の入札等に係る令和７年度有資格者名簿に登録されている者

なお、実施要領の公表時点において登録のない者が上記を満たすためには、次のアからウの要件を満たすものとする。

- ア 営業について免許、許可又は登録を要するものにあつては、当該免許、許可又は登録を受けていること。
 - イ 令和7（2025）年4月1日時点で、引き続き2年以上その営業を行っていること。
 - ウ 国税及び市町村税を滞納していないこと。
- （2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - （3）公募開始の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、本市からの指名停止の措置を受けていないこと。
 - （4）公募開始の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
 - （5）租税を滞納していないこと。
 - （6）暴力団員による不当な行為等の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者ではないこと。
 - （7）政治団体、宗教団体又はそれに類する団体でないこと。

4 実施スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりとする。

- （1）プロポーザル公募開始 令和7年7月18日（金）
- （2）質問書の提出期限 令和7年7月31日（木）午後5時まで
- （3）質問書への回答日 令和7年8月04日（月）
- （4）参加申込書の提出期限 令和7年8月12日（火）午後5時まで
- （5）企画提案書の提出期限 令和7年8月18日（月）午後5時まで
- （6）ヒアリング審査 令和7年8月22日（金）予定
- （7）選定結果通知 令和7年8月下旬

5 質問及び回答

（1）提出方法

本実施要領及び仕様書に関して不明な点がある場合は、質問書（様式第1号）に質問事項を箇条書きで記載し、電子メールにより、件名を「ブランディングプロモーション推進事業の支援業務に関する質問」として提出すること。なお、受信確認のため、送信した際は、電話でその旨を連絡すること。

（2）提出期限

令和7年7月31日（木）午後5時まで【必着】

（電話や窓口での質問は受け付けない。）

(3) 提出先

「12 問合せ及び書類提出先」に同じ。

(4) 質問に関する回答

質問に関する回答は、令和7年8月4日（月）午後5時までに、本市ホームページに掲載する。なお、質問がない場合又は簡易な質問の場合は掲載しない。

7 参加申込書等の提出

参加資格の要件を満たし、本プロポーザルに参加する場合は、郵送又は電子メールにより、以下の書類を提出すること。なお、電子メールにより提出する場合は、件名を「ブランディングプロモーション推進事業の支援委託に係るプロポーザル参加申込」として、受信確認のため、送信した際は、電話でその旨を連絡すること。

(1) 提出書類

ア 参加申込書（様式第2号）

参加資格要件を確認の上、必要事項を記入すること。

イ 会社概要書（様式第3号）

ウ 暴力団員等に該当しないことの誓約書及び同意書（様式第4号）

(2) 提出期限

令和7年8月12日（火）午後5時まで【必着】

(3) 提出先

「12 問合せ及び書類提出先」に同じ。

8 企画提案書の提出

参加申込書等を提出した者は、持参又は郵送により、以下の書類を各9部（正本1部、副本8部）提出すること。

(1) 提出書類

ア 企画提案書（任意様式）

- ・用紙サイズは、A4版横とし、横書きとすること。
- ・文字サイズは、10ポイント以上で作成し、ページ番号を記入すること。
- ・両面印刷で30ページ以内（表紙はページ数に含めない）とすること。なお、イメージ図などでA3版を挿入する際は2ページとみなす。
- ・提案内容は、すべて事業者自ら実現できる範囲内のものとし、できるだけ具体的に記載すること。
- ・企画提案書は＜別紙1＞「審査基準」審査基準No.1～3の順に提案内容を記載し、審査基準に対する提案箇所を明確にすること。

イ 見積書（任意様式）

- ・見積書は、仕様書の「4. 業務内容」に示す業務毎に作業項目を設けること。

- ・費用の内訳は提案者に委ねるが、「４．業務内容」に示す項目（４）にある企画の実施費用を相応分、想定すること。
- ・作業項目ごとの具体的な積算内訳を記載すること。また、見積金額は、消費税及び地方消費税を含む額とする。

ウ 実施体制図（任意様式）

当業務を実施する体制について、その役割や再委託先がある場合はその企業もしくは団体名と役割を図に示すこと。但し役職や氏名までは求めない。

エ 類似業務の実績報告（様式第５号）

過去５年に他の自治体や民間企業から受注した、仕様書にある業務内容に類似するプロモーション業務の実績（過去５年間の実績）があれば、内容を記載すること。

（２）提出期限

令和７年８月１８日（月）午後５時まで【必着】

（３）提出先

「１２ 問合せ及び書類提出先」に同じ。

（４）参加及び提案の無効

- ・企画提案に参加する資格がない者が提案したとき。
- ・事実と反する申請や提案があったとき。
- ・期限内に企画提案書等の必要書類が提出できなかったとき。
- ・その他、市が指示した事項に違反としたとき、又は履行しなかったとき。

９ 選定方法

（１）審査会

優先交渉権者の選定は、ブランディングプロモーション推進事業の支援業務プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）が行う。

（２）選定方法

審査委員会は、企画提案書提出者を対象に企画提案書及びヒアリングに基づき、「＜別紙１＞審査基準」のとおり採点を行い、最低評価点（６０点）を上回る者の中から評価点の高いものから順に、最優秀提案者１者、次点提案者１者を選定する。なお、同点の場合は、＜別紙１＞の評価項目「企画提案」の得点の高いものを最優秀提案者とする。ただし企画提案書提出者が１者の場合は最優秀提案者１者のみの選定となる。

（３）一次書類審査について

応募者多数の場合は、審査会において企画提案書に基づき、「＜別紙１＞審査基準」により一次書類審査を実施し、ヒアリング対象事業者を選定する。

（４）ヒアリングについて

審査委員会は、事前に提出された企画提案書に基づき、下記の通りヒアリングを実施する。

	留意事項
実施日時	令和7年8月22日（金）予定 ヒアリングの時間帯・場所は事前に連絡する。
時間	1者につき50分以内（準備含む）
内容	提出した企画提案書の概要説明（20分以内） 企画提案書に対する質疑応答（約20分）
出席者	3名以内
出席者の条件	説明者のうち1人は、受注後に本業務の主任担当者となる予定の者を必ず含むこと。
使用機器等	提出された企画提案書に基づき説明すること。 なお、説明にスライド、パワーポイント等を使用する場合は、事前に報告するとともに、使用するパソコン、プロジェクター等の機器は各参加者で用意し、当日持参すること。 なお、スクリーンは本市で用意する。
辞退する場合	ヒアリングの実施までに参加者の都合により辞退する場合には、書面により（任意様式）記名押印の上、事務局へ持参又は郵送にて提出すること。

（5）審査結果の通知

選考結果は採否に関わらず、令和7年8月下旬（予定）に文書で通知する。

なお、審査結果は、優先交渉事業者の企業名及び採点結果、次点者の採点結果を本市ホームページに掲載する。

10 契約

受託候補者（優先交渉権者）と協議を行い、協議が整った時点で地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約を締結する。なお、協議の際に提出された企画提案書の内容の一部を変更する場合がある。

11 その他

- （1）企画提案に要する経費及び提出に係る費用は、全て提案者の負担とする。
- （2）提出された書類等は返却しない。
- （3）提出された企画提案書等は、受託候補者選定の審査以外に無断使用することはない。
なお、情報公開請求があった場合には河内長野市情報公開条例に基づき対応する。
- （4）提出書類に虚偽の記載があった場合には、提出書類を無効とする。
- （5）企画提案者等の著作権は、原則として当該提案者に帰属する。ただし、採用した企画提案書等の著作権は、市に帰属する。

(6) 郵送又は電子メール等の通信事故については、市はいかなる責任も負わない。

(7) 審査結果等について異議申し立ては一切受け付けない。

1 2 問合せ及び書類提出先

河内長野市 シティプロモーション課 (担当：藤井、荒井)

〒586-8501 大阪府河内長野市原町一丁目1番1号

電話：0721-53-1111

E-Mail：city-pr@city.kawachinagano.lg.jp